



県内市町村財政の現状

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（自治体財政健全化法—以下、「健全化法」）が平成19年に制定されてから10年あまりが経過した。その間、健全化法に基づき公表が義務づけられている4つの指標をみると、全国的に地方自治体の財政健全化は着実に進んできたように見える。一方、昨年開かれた政府の経済財政諮問会議では、自治体が積み上げている基金が年々増加していることを問題視する意見が出ている。果たして地方自治体の財政は改善しているのか、また基金の実情はどうか、県内市町村の指標に当てはめながら現状を概観する。

1 健全化判断比率にみる県内市町村財政の現状

(1) 健全化判断比率とは

平成の大合併が平成19年3月末に完了し、同年6月に健全化法が制定された。これに基づき地方公共団体は19年度から毎年、実質赤字比率（※1）、連結実質赤字比率（※2）、実質公債費比率（※3）、将来負担比率（※4）を健全化判断比率として公表している。それぞれの指標において「自主的かつ計画的にその財政の健全化をはかる基準」として「早期健全化基準」が示されており、指標の一つでも基準以上になると「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」を策定しなければならない。いわば「イエローカード」の状態である。さらに、将来負担比率を除く指標には「レッドカード」に該当する「財政再生基準」が定められており、一つでも基準以上になると「財政再生団体」となり、「財政再生計画」の策定が義務づけられ、国の厳しい管理下に置かれることになる。19年に事実上財政破たんした夕張市はこれにあたる。

全国の最新データが揃っている28年度をみると、全国の地方自治体のうち、実質赤字、連結実質赤字がある団体はない。実質公債費比率と将来負担比率で早期健全化基準以上であるのは、それ

ぞれ1団体ずつである（いずれも夕張市）。

※1 実質赤字比率：一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率

※2 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率

※3 実質公債費比率：一般会計が負担する負債の元本返済額と支払金利の合計の標準財政規模に対する比率

※4 将来負担比率：自治体および自治体が返済に関与する第三セクターなどの負債の標準財政規模に対する比率

(2) 県内市町村の健全化比率

県内市町村の健全化比率について、市町村合併が終わり公表初年度となった19年度、最新の指標である28年度、さらにその中間の23年度を加えて比較した（図表1、2）。各市町村とも赤字を計上した年度は一度もない。他の指標でも実質公債費比率で23年度の大仙市と羽後町、将来負担比率で28年度の小坂町が前の比較年度より悪化したケースはあるが、それ以外はすべて段階的に改善されてきている。また、全市町村とも調査年度すべてにおいて早期健全化基準（実質公債費比率25%、将来負担比率350%）を下回っている。この結果から見ると、県内すべての市町村で財政の健全度合は向上してきていると言える。

図表1 実質公債費比率

(単位：%)

	19年度	23年度	28年度
秋田市	15.3	12.8	10.6
能代市	17.2	11.9	6.3
横手市	19.5	14.5	7.4
大館市	17.5	16.5	9.4
男鹿市	15.2	14.2	11.2
湯沢市	17.5	15.4	11.4
鹿角市	13.1	10.4	7.9
由利本荘市	19.6	17.3	10.1
潟上市	18.1	12.8	6.5
大仙市	17.9	18.7	14.0
北秋田市	17.9	13.8	9.2
にかほ市	16.1	14.6	9.0
仙北市	19.5	17.9	10.3
小坂町	17.9	13.3	13.3
上小阿仁村	17.0	10.3	5.5
藤里町	18.1	13.1	8.6
三種町	23.5	18.6	8.7
八峰町	19.7	11.6	8.2
五城目町	14.9	12.6	7.5
八郎潟町	23.4	14.1	9.1
井川町	15.0	11.6	6.6
大潟村	15.1	7.4	6.5
美郷町	19.4	12.8	5.4
羽後町	12.7	13.4	9.3
東成瀬村	17.8	12.6	9.8

資料：秋田県企画振興部市町村課「県内各市町村の健全化比率・資金不足比率」
以下、図表2まで同じ

2 各指標からみた県内市町村財政の現状

ここからは県内市町村の平成19年度、23年度、そして最新の決算が公表されている27年度について、総務省の「市町村カード」をもとに比較する。

(1) 歳入面

比較3年度の歳入は図表3のとおりで、県内25市町村のうち、23年度は小坂町と東成瀬村の2町村で減少したが、27年度は能代市、由利本荘市をはじめ10市町村で減少した。各市町村とも地方税のみで歳出を賄うことはできず、地方交付税や国庫支出金などの国からの支援と、借入にあたる地方債などで補完している。そのうち最も大きなウェイトを占めるのが地方交付税であり、その推移は図表4のとおりである。19年度と23年度の比較では地方税の減少が続き、

図表2 将来負担比率

(単位：%)

	19年度	23年度	28年度
秋田市	138.9	109.5	87.0
能代市	100.3	53.9	27.2
横手市	136.5	73.4	25.1
大館市	200.3	139.1	74.2
男鹿市	161.7	136.2	117.0
湯沢市	175.4	118.9	82.4
鹿角市	76.5	44.5	32.5
由利本荘市	233.5	168.4	116.5
潟上市	128.8	61.5	56.9
大仙市	217.4	164.2	128.9
北秋田市	134.7	120.3	57.0
にかほ市	185.1	133.7	88.8
仙北市	165.1	119.0	89.4
小坂町	137.0	80.5	123.7
上小阿仁村	69.5	-	-
藤里町	169.7	99.2	38.7
三種町	184.5	79.1	13.4
八峰町	103.5	51.0	3.5
五城目町	152.3	104.4	94.9
八郎潟町	188.2	46.3	-
井川町	106.0	9.5	-
大潟村	80.6	70.3	45.3
美郷町	142.8	46.1	-
羽後町	103.3	74.8	38.1
東成瀬村	33.8	-	-

その分地方交付税が増加したが、27年度は17市町村で減少した。

(2) 歳出面

比較3年度の歳出は図表5のとおりで、歳出が減少したのは23年度が4市町村だったが、27年度は12市町村となっている。一般家庭の場合は収入が減少すると、支出を抑えるが、自治体の場合、歳入が減少したからその分歳出も減らせばよいという訳にはいかない。行政の役割上、費用がかかるからと言って削減や廃止が出来ないサービスが多いためである。例えば歳出のうち最も大きなウェイトを占めるのが扶助費（児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などへの支援に要する経費）であるが、27年度の上小阿仁村を除き、各市町村、各年度とも増加する一方である（図表6）。高齢化が進む秋田県では、老人福

図表3 歳入

(単位：百万円)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	112,761	128,599	140,196
能代市	24,425	29,890	28,977
横手市	49,463	57,817	60,834
大館市	33,088	35,343	40,403
男鹿市	16,050	17,955	17,877
湯沢市	25,723	28,108	30,175
鹿角市	17,069	18,646	18,316
由利本荘市	53,606	57,057	50,993
潟上市	12,884	15,353	16,946
大仙市	49,154	49,611	50,439
北秋田市	22,421	23,166	25,155
にかほ市	15,259	15,289	16,921
仙北市	19,064	19,130	19,165
小坂町	4,813	4,445	4,886
上小阿仁村	2,518	2,614	2,582
藤里町	3,236	3,830	3,726
三種町	9,547	11,395	11,463
八峰町	6,650	6,767	7,686
五城目町	5,220	5,966	5,864
八郎潟町	2,774	3,168	3,331
井川町	2,775	3,981	3,318
大潟村	3,436	5,696	3,660
美郷町	12,279	12,433	11,747
羽後町	7,155	8,349	8,760
東成瀬村	3,947	3,567	4,553

資料：総務省「市町村カード」以下、図表10まで同じ

図表5 歳出

(単位：百万円)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	110,973	126,215	138,024
能代市	24,026	29,324	27,901
横手市	47,974	55,547	59,004
大館市	32,228	33,675	38,631
男鹿市	15,767	17,460	17,455
湯沢市	25,382	27,510	29,207
鹿角市	16,632	18,056	17,831
由利本荘市	52,305	54,991	48,048
潟上市	12,434	14,684	16,022
大仙市	48,286	48,633	48,726
北秋田市	21,972	22,438	24,491
にかほ市	14,948	14,927	16,605
仙北市	18,652	18,707	18,583
小坂町	4,509	4,354	4,723
上小阿仁村	2,424	2,513	2,482
藤里町	3,171	3,701	3,562
三種町	9,390	11,186	11,173
八峰町	6,392	6,322	7,080
五城目町	5,002	5,740	5,662
八郎潟町	2,618	2,947	3,066
井川町	2,665	3,800	3,104
大潟村	3,304	5,304	3,485
美郷町	11,799	12,043	11,328
羽後町	6,949	7,939	8,397
東成瀬村	3,853	3,492	4,357

図表4 地方交付税

(単位：百万円)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	20,551	25,914	22,280
能代市	7,675	9,247	8,983
横手市	19,018	22,436	22,356
大館市	10,898	12,827	12,665
男鹿市	5,774	6,819	6,874
湯沢市	10,074	12,379	12,447
鹿角市	6,469	7,333	7,270
由利本荘市	18,765	21,866	20,890
潟上市	5,814	6,654	6,460
大仙市	19,073	21,760	20,586
北秋田市	10,264	11,445	11,283
にかほ市	4,819	5,677	5,857
仙北市	8,312	9,777	9,478
小坂町	1,671	1,990	2,144
上小阿仁村	1,501	1,656	1,649
藤里町	1,821	2,068	2,059
三種町	4,738	5,564	5,512
八峰町	3,118	3,512	3,653
五城目町	2,391	2,806	2,743
八郎潟町	1,287	1,605	1,666
井川町	1,387	1,689	1,736
大潟村	1,126	1,360	1,356
美郷町	5,432	6,320	6,052
羽後町	3,475	3,938	3,855
東成瀬村	1,562	1,799	1,924

図表6 扶助費

(単位：百万円)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	19,765	26,784	31,332
能代市	3,772	5,144	5,458
横手市	6,248	8,062	8,764
大館市	4,284	5,712	6,475
男鹿市	2,064	2,678	2,743
湯沢市	3,273	4,333	4,746
鹿角市	2,576	3,220	3,431
由利本荘市	4,961	6,681	7,663
潟上市	1,865	2,365	2,575
大仙市	4,296	6,001	6,297
北秋田市	2,124	2,547	2,860
にかほ市	1,899	2,211	2,325
仙北市	1,797	2,313	2,499
小坂町	297	368	388
上小阿仁村	123	164	158
藤里町	169	214	234
三種町	800	995	1,184
八峰町	289	417	477
五城目町	321	382	661
八郎潟町	270	327	385
井川町	150	216	235
大潟村	66	136	156
美郷町	796	1,049	1,172
羽後町	659	871	1,021
東成瀬村	102	157	171

祉費や生活保護費等の増加により、今後も増え続けていくことは避けられない。また、インフラ整備や老朽化した施設の建て替えなど、簡単に削減できないものも多い。

削減できる行政サービスがあまりないなか、各市町村とも歳出の圧縮に向けて努力を続けてきている。特に目立つのは、扶助費の次に割合の高い人件費の圧縮である。人件費の推移は図表7のとおりであるが、23年度の潟上市、27年度の八郎潟町と大潟村を除いていずれの比較年度でも減少し続けている。このうち潟上市では、23年度から人事評価制度を導入した給与体系に変更したことから一時的に人件費が上昇したものである。また、図表8のとおり、19年度から23年度にかけて各市町村とも職員数を減らしてきているなかで、27年度は前述の八郎潟町や大潟村などを含む4町村で職員数が微増したが、これは微増した町村の全てが単独立町を選択しており、ギリギリまで職員を削減してきているものの、適正な行政サービスを提供するうえで、職員数が限界にきている結果とも言える。

(3) 財政力指数

歳入と歳出をみてきたが、自治体の財政力の強さを示す指標に、財政力指数がある。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額 ※5}}{\text{基準財政需要額 ※6}}$$

過去3か年を平均する

※5 地方公共団体の標準的な地方税収額

※6 地方公共団体が合理的水準で行政事務を遂行するために必要な経費。各自治体での地方交付税の算定に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えた時に必要と推定される「一般財源（使徒制限がない財源）」の額

図表7 人件費

(単位：百万円)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	24,007	23,669	21,168
能代市	4,996	4,338	3,627
横手市	10,086	9,557	8,982
大館市	6,821	6,030	5,723
男鹿市	3,155	2,756	2,572
湯沢市	4,547	4,417	4,321
鹿角市	2,315	2,034	1,937
由利本荘市	9,692	8,442	7,685
潟上市	2,597	2,908	2,902
大仙市	8,576	7,473	7,036
北秋田市	4,713	4,289	3,895
にかほ市	2,769	2,400	2,383
仙北市	4,042	3,882	3,334
小坂町	733	701	690
上小阿仁村	440	395	368
藤里町	624	595	575
三種町	2,016	1,755	1,742
八峰町	1,173	1,124	987
五城目町	1,202	1,140	1,101
八郎潟町	501	475	481
井川町	618	514	466
大潟村	533	516	634
美郷町	2,177	1,923	1,743
羽後町	1,656	1,413	1,259
東成瀬村	388	378	370

図表8 職員数

(単位：人)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	2,563	2,347	2,232
能代市	540	450	392
横手市	1,144	1,126	1,014
大館市	746	677	665
男鹿市	346	305	271
湯沢市	532	490	452
鹿角市	271	231	231
由利本荘市	1,106	971	924
潟上市	299	276	262
大仙市	1,044	1,020	826
北秋田市	519	453	422
にかほ市	323	298	279
仙北市	469	419	360
小坂町	72	69	68
上小阿仁村	44	43	40
藤里町	66	64	65
三種町	200	190	186
八峰町	127	112	96
五城目町	136	133	122
八郎潟町	52	47	54
井川町	64	50	50
大潟村	52	51	55
美郷町	259	226	206
羽後町	178	149	138
東成瀬村	43	34	39

(注) 一般職員等

各地方公共団体が、合理的水準で行政を進めるために必要な経費を標準的な税収でどの程度賄えるか、行政運営に必要な経費を市町村の収入でどの程度賄えるかを表す指標である。この数値が高いほど、自治体の財政力が強いということであり、数値が1を超えると国からの地方交付税がなくても行政運営ができるということになる。地方交付税の算定にも使われる指標である。県内各市町村の財政力指数は図表9のとおりとなっている。

図表9 財政力指数

	19年度	23年度	27年度
秋田市	0.66	0.63	0.65
能代市	0.50	0.45	0.44
横手市	0.37	0.34	0.33
大館市	0.45	0.42	0.42
男鹿市	0.45	0.40	0.37
湯沢市	0.36	0.31	0.29
鹿角市	0.35	0.31	0.32
由利本荘市	0.36	0.33	0.33
潟上市	0.35	0.33	0.33
大仙市	0.36	0.34	0.34
北秋田市	0.29	0.26	0.26
にかほ市	0.49	0.42	0.38
仙北市	0.29	0.26	0.25
小坂町	0.32	0.32	0.28
上小阿仁村	0.14	0.12	0.11
藤里町	0.15	0.12	0.12
三種町	0.28	0.26	0.25
八峰町	0.20	0.17	0.16
五城目町	0.28	0.25	0.25
八郎潟町	0.31	0.27	0.26
井川町	0.27	0.23	0.23
大潟村	0.43	0.37	0.34
美郷町	0.29	0.26	0.26
羽後町	0.27	0.24	0.23
東成瀬村	0.12	0.11	0.10
平均	0.33	0.30	0.29

(注) 平均は各市町村の単純平均

27年度の秋田市と鹿角市を除き、すべての市町村、比較年度で横這いまたは悪化している。27年度では、東成瀬村が0.10、上小阿仁村が0.11、藤里町が0.12となるなど、人口の少ない町村が低い数値となっており、より財政が厳しい状況にあると言える。秋田県の市町村平均をみると、今回の調査年度である19年度は0.33、23年度は0.30、27年度は0.29であり、いずれ

も全国47都道府県中、下から5番目となっており、全国の中でも財政が厳しいことが窺える。また全国の市町村平均の推移をみても、秋田県が調査年度ごとに悪化しているのと同様、全国平均も19年度は0.55、23年度は0.51、27年度は0.50と悪化が続いている。この指標からみると秋田県だけでなく、全国的にみても、市町村の財政は改善されているどころか、厳しさが増してきていることがわかる。健全化比率が向上しているからと言って、財政も改善しているとは一概に言えない結果となっている。

3 基金について

(1) 基金をめぐる状況

自治体は不測の事態への備えや、建物の老朽化など、今後明らかに必要となる費用のために基金を積み立てている。一般家庭で事故や病気に備えたり、自宅の修繕の為に貯金をするのと同様である。基金には①自治体が歳入不足や歳出増加の際に備えておく「財政調整基金」、②地方債の返済に備えておく「減債基金」、③施設の建設などの個別用途に備えておく「その他特定目的基金」がある。

昨年5月の経済財政諮問会議において民間議員から、地方自治体における基金の残高が20兆円を上回る水準に達していることを問題視する発言があり、11月の同会議でも再度議論がなされた。国が借金をしてまで地方交付税等で地方へ資金援助しているのに、地方が基金を増やし続けているのはおかしい、基金を有効活用すれば地方交付税を減らせるのではないかという考えである。

この会議では基金の適正度を比較するにあたって、「基金積立残高÷基準財政需要額(9頁※6

参照)」という指標を用いている。これは、行政維持に必要な需要額の何倍を基金で積み立てているかというものであり、数値が高いほど過剰に積立をしているという考えである。平成27年度のこの指標を調べた結果、財政力指数が低く高齢者率も高い自治体、つまり高齢化が進み財政力が弱い自治体で基準財政需要額以上の積立をしているケースがあり、おかしいのではないかという指摘である。

(2) 県内市町村の基金の状況

県内における各市町村の基金積立残高推移は図表10のとおりである。23年度の羽後町と27年度の5市町村を除き、すべての市町村で増加している。経済財政諮問会議で出された「基金積立残高÷基準財政需要額」の数値を27年度の県内市町村で算出してみたところ、1倍以上は、北秋田市、上小阿仁村、八峰町、八郎潟町、井川町、東成瀬村の6市町村であった（図表11）。

図表10 基金積立残高

(単位：百万円)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	24,278	28,460	26,619
能代市	4,232	8,105	10,659
横手市	4,203	11,126	18,955
大館市	4,795	6,076	8,943
男鹿市	982	3,428	2,383
湯沢市	3,249	5,979	8,972
鹿角市	3,987	5,915	6,421
由利本荘市	4,214	7,584	11,763
潟上市	1,312	2,559	4,465
大仙市	2,809	5,612	8,126
北秋田市	3,198	6,117	11,850
にかほ市	2,947	4,597	4,861
仙北市	2,024	3,598	4,303
小坂町	472	1,571	1,909
上小阿仁村	1,134	1,849	3,289
藤里町	414	944	1,316
三種町	197	2,543	5,155
八峰町	1,190	2,745	3,860
五城目町	804	1,451	1,299
八郎潟町	249	1,549	2,613
井川町	915	1,405	2,181
大潟村	666	960	949
美郷町	2,822	4,822	5,529
羽後町	1,848	1,831	2,344
東成瀬村	1,428	2,036	1,956

(3) 基金の適正度合いに対する別の見方

「週刊エコノミスト」の昨年11月21日号において、地方自治体財政の特集記事の中で、地方自治体における基金の適正度をはかるために「財政調整基金÷標準財政規模」という指標が用いられている。前述の経済財政諮問会議の指標は、各自治体で1年間適正な運営をするにあたって必要な額の何倍を基金全体で積み立てているかというものであるが、同誌の指標は標準財政規模の何%を財政調整基金で積み立てているかというものである。この指標では、仮に不測の事態が生じて、財政再建団体に陥らない水準にあるかを調べるため、標準財政規模に占める財政調整基金の割合が何%あるかをみたものである。市町村ではこの数値が20%以上あれば、仮に赤字となっても財政調整基金で穴埋めをして財政再生団体を回避できるというものである。

図表11 基金積立残高÷基準財政需要額

	27年度
秋田市	0.48
能代市	0.83
横手市	0.75
大館市	0.50
男鹿市	0.27
湯沢市	0.65
鹿角市	0.70
由利本荘市	0.49
潟上市	0.58
大仙市	0.34
北秋田市	1.00
にかほ市	0.67
仙北市	0.41
小坂町	0.81
上小阿仁村	1.96
藤里町	0.61
三種町	0.89
八峰町	1.07
五城目町	0.39
八郎潟町	1.37
井川町	1.08
大潟村	0.48
美郷町	0.84
羽後町	0.49
東成瀬村	1.04

資料：総務省市町村カードを基に当研究所試算

経済の動き

27年度の男鹿市、藤里町、五城目町、東成瀬村を除くと、残高は増加している。週刊エコノミストの指標を県内市町村にあてはめてみたのが図表13である。27年度に財政調整基金の残高が減少した4市町村を除き、改善されてきている。

市町村平均でも、19年度14.24%、23年度26.75%、27年度36.18%となっている。特に27年度は全25市町村中18市町村が20%を超えた。20%に満たなかったのは、秋田市、大館市、男鹿市、由利本荘市、大仙市と、井川町、大潟村の7市町村であるが、県内では比較的人口の多い市と、単独立町を選択した人口の少ない町村が混在しており、人口とは関連性がないことがわかる。なおこの調査では、20%以上あれば当面問題はないという判断基準であって、それ以上の積立は必要ないということではない。

(5) 基金が増加する理由

昨年11月の経済財政諮問会議において、総務

図表12 財政調整基金

(単位：百万円)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	3,736	6,091	7,471
能代市	1,222	2,484	5,580
横手市	3,104	6,069	9,755
大館市	555	1,686	1,841
男鹿市	484	1,885	1,012
湯沢市	1,989	3,492	4,784
鹿角市	1,398	2,374	2,988
由利本荘市	967	2,255	2,842
潟上市	697	1,384	2,465
大仙市	1,262	2,225	3,257
北秋田市	667	3,395	6,824
にかほ市	1,097	1,824	2,470
仙北市	1,518	2,587	2,633
小坂町	158	1,069	1,221
上小阿仁村	658	1,376	2,558
藤里町	355	585	553
三種町	196	2,292	3,447
八峰町	835	1,866	2,570
五城目町	492	1,022	828
八郎潟町	191	1,299	2,290
井川町	307	373	408
大潟村	200	307	417
美郷町	909	1,410	2,072
羽後町	1,071	1,238	1,610
東成瀬村	1,143	1,649	1,603

資料：総務省市町村カード

省が自治体の基金に対する調査の結果を公表している。平成18年度と28年度を比較(東日本大震災、熊本地震分を除く)すると、基金は10年間で7.9兆円増加した。内訳は「減債基金」が0.4兆円、「特定目的基金」は4.1兆円、「財政調整基金」は3.5兆円、それぞれ増加した。また基金を積み増した理由のうち、「その他将来の歳入減少、歳出増加への備え」を理由として積み立てているのは、「特定目的基金」で2.6兆円、「財政調整基金」で3.0兆円となっている。つまり、将来不測の事態が起こっても対応できるように積み立てているということである。

また、基金積立の方策、つまり積立の財源をどのように確保したかという設問への回答では、都道府県が「国費関連分の増に対応」が最も多く、次いで「税収如何にかかわらず行革、経費削減等により捻出した額」となっているが、市町村の回答は「税収如何にかかわらず行革、経

図表13 財政調整基金÷標準財政規模

(単位：%)

	19年度	23年度	27年度
秋田市	5.43	8.31	10.19
能代市	8.39	15.37	35.05
横手市	10.81	18.65	29.75
大館市	2.83	7.65	8.28
男鹿市	4.88	16.82	9.37
湯沢市	13.54	20.45	27.92
鹿角市	14.49	22.37	28.59
由利本荘市	3.53	7.25	9.21
潟上市	8.19	14.49	25.25
大仙市	4.51	7.09	10.64
北秋田市	5.07	22.91	45.96
にかほ市	12.83	19.94	26.54
仙北市	13.71	20.04	20.86
小坂町	6.52	40.77	45.54
上小阿仁村	39.94	77.89	141.55
藤里町	17.34	25.16	24.07
三種町	3.18	31.29	46.98
八峰町	23.37	43.89	58.38
五城目町	14.88	26.99	22.24
八郎潟町	10.74	61.37	106.85
井川町	16.43	17.20	18.10
大潟村	10.77	14.10	18.34
美郷町	12.43	16.75	25.26
羽後町	22.48	23.08	30.11
東成瀬村	69.66	88.99	79.39
平均	14.24	26.75	36.18

資料：総務省市町村カードを基に当研究所試算
(注) 平均は各市町村の単純平均

費削減等により捻出した額」が最も多く、次いで「歳出の不用額」となっている。つまり市町村では経費削減や歳出の見直し等により努力して積み立ててきたのであり、地方交付税等、国からの援助によるものを積み立てているという訳ではないということである。このような状況で基金の増加のみを理由に地方交付税を減額すると、将来に向けて歳出を抑制するという自治体の意欲がそがれてしまう恐れがある。

4 まとめ

(1) 国の地方交付税の算出基準となっている財政力指数をみると、県内はもとより全国的にも、国からの援助なく行政運営をしていける自治体は東京都をはじめわずかな自治体しかない。今後、人口減少に伴い税収はさらに減少していくため、ますます国依存が強まっていくのは明らかである。

(2) 国が地方を援助するのは当然ではあるが、国の財政も厳しく、借金を増やして地方を援助しているという状態である。したがって前述のような、地方自治体の基金が積み上がっているのは問題だという意見も出てくる。また、地方自治体でも業務の効率化や経費削減など財政改善に向けてもっと努力すべきというのもっともである。しかし、人口減少が加速度的に進む日本、特に秋田県において、歳入を飛躍的に伸ばすことは難しい。必然的に財政を改善するためには歳出を抑えるしかないが、職員数、人件費の削減をみても、自治体の努力は限界に近づいてきていると言える。

(3) 地方自治体からすると、基金はここまであれば十分という基準がなく、不測の事態に備えて、いくらでも積み立てておきたいと言うのが本音

であろう。災害やインフラ老朽化への対策、増大する社会保障費への対応など、将来への備えとして、基金はいくらあっても不安はなくなるのではないかと。基金が積み上がっていることを問題視するのではなく、なぜ地方自治体が基金を積み上げているか、その背景にある要因、理由について突き詰め、議論する必要がある。

(4) 秋田県の県税収入は2019年度以降、「地方消費税の税率引き上げ等により増となるものの、実質的な地方交付税(地方交付税+臨時財政対策債)は人口減少の影響等により減となり、歳入の一般財源総額は減少していく見込み」である。(2017年6月秋田県「財政の中長期見通しについて」より)県と同様に市町村においても自治体単体での財政改善は、今後ますます厳しさを増していく。このため秋田県では、県と各市町村合同で、将来の人口減、税収減に備えて「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」を設置し広域化による改善策の協議を行っている。その1つとして、2020年をめどに2つの下水処理場を1つに集約し、50年間で120億円のコストを削減するという計画が進められている。

(5) 今後も各自治体におけるサービスの効率化、歳出の抑制等、財政改善に向けた努力は引き続き必要であるが、それと並行して、行政の効率化に向けた広域連携や地方税の在り方の見直しなど、国レベルでの対策が不可欠になっている。それもスピーディーに対応していかなければ、国も地方もますます疲弊していくことになる。地方自治体の財政が改善されていけば、国の負担も減少し、当然ながら国の財政改善にもつながっていく。国、地方一体となつての将来を見据えた抜本的な対応策が求められる。

(岩橋 彰)